

HareRama キッズシンガーズ規約

第1章 趣旨

第1条 愛知県瀬戸市上之山町近隣の幼児、児童および生徒の中から、特に合唱を中心とした歌唱に興味を持っている幼児、児童および生徒を対象として、歌唱を通して子どもの音楽性を高め、地域社会の文化・芸術の向上に寄与し、青少年の健全育成に貢献するように努力する。

第2章 名称

第2条 本団体の名称を「HareRama キッズシンガーズ」とする。

第3条 本団体の事務局は、dream music factory（所在地：愛知県瀬戸市上之山町2丁目172番地の16）内におく。

第3章 目的と事業

第4条 本団体は、合唱を中心とした歌唱活動を通して、豊かな心を育み、地域社会の文化・芸術の向上をはかる。

第5条 本団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 定期演奏会
- (2) 地域の行事への参加
- (3) 諸施設への慰問訪問
- (4) 他の合唱団との交流
- (5) 合唱祭、音楽祭等の行事への参加
- (6) 音楽に関する研修・活動への参加
- (7) その他、目的達成のために必要な事業への参加

第4章 団員

第6条 本団体の団員（以下、「団員」とする。）は、幼稚園もしくは保育園に通う幼児から高等学校3年生までの児童、生徒とする。

第7条 入団希望者は、次の手続きを経て団員となることができる。

- (1) 練習に体験参加する。
- (2) 保護者の承諾を得た上で、入団申込フォームに必要事項を入力する。

(3) 保護者の入団承諾書を提出する。

第8条 団員は以下のクラスに分かれて活動する。なお、団員数が20名を超えるまではクラスを分けずに活動する。

(1) キッズクラス 小学校3年生以下の団員

(2) ジュニアクラス 小学校4年生以上の団員

第9条 団員は、高等学校を卒業時に卒団する。

第5章 役員

第10条 団体の運営のため、役員会を設置する。

(1) 役員会の校構成は次のとおりとする。

- ・ 指揮者 1名
- ・ 指導者 1名以上
- ・ 事務局長（兼会計）（兼任も可） 1名
- ・ 育成会会長 1名
- ・ 育成会副会長 1名以上
- ・ 監事 2名

(2) 役員会は、次の事項の審議を行い、本団体が円滑に運営できるように努める。

- ・ 事業計画
- ・ 予算案
- ・ 事業報告
- ・ 決算報告
- ・ その他、本団体の運営に関する事項

(3) 役員を選出は、次のとおりとする。

- ・ 指導者は、指揮者が選出し役員会が委嘱する。
- ・ 事務局長は事務局員から選出し、役員会が委嘱する。
- ・ 監事は育成会から選出し、役員会が委嘱する。

第11条 会計監査は監事が行う。

第6章 組織への加盟

第12条 目的達成のため、次の組織に加入する。ただし、組織加盟は団員数が20名を超えたのちに行うこととする。

- ・ 愛知県合唱連盟

第13条 活動中（活動に参加する往復途中も含む）のけが等の補償のため、以下の保険に加入する。

- ・ スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）

第7章 会計

第14条 本団体の会計は、会費、補助金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第15条 本団体の会費は次のとおりとする。

- (1) キッズクラス 月額2,000円
- (2) ジュニアクラス 月額3,000円

第16条 前条の他、演奏会参加費、ユニフォーム等の衣装費、イベント（講習会、合宿等）の参加費については、都度競技のうえ、役員会で定める。

第17条 本団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 育成会

第18条 本団体には、保護者を設ける。

- (1) 保護者の名称を「HareRama キッズシンガーズ育成会（以下、「育成会」とする。）」とする。
- (2) 育成会は、本団体の保護者をもって構成する。
- (3) 育成会の規約は別に定める。

第9章 規約の改正

第19条 本規約の改正は、役員会によって行う。

附 則

本規約は、2024年1月13日より施行する。